

平成22年 給与に関する報告及び勧告の概要

本年の給与勧告の特徴

月例給、ボーナスともに引下げ

○公民給与の較差（▲0.80%）解消のため、月例給を引下げ（給料表・管理職手当の改定）

○期末・勤勉手当（ボーナス）の年間の支給割合を、0.15月分引下げ（年間4.15月→4.00月）

※職員1人あたりの年収は、平均で約11万1千円の減（▲1.70%の減）

I 公民比較

1 月例給

民間給与	職員給与	公民較差
404,976円	408,238円	▲3,262円（▲0.80%）

※民間給与の調査対象：229事業所（市内1,165事業所から無作為抽出）

[昨年の公民較差 ▲2,092円（▲0.50%）]

2 特別給（ボーナス）

民間の年間支給割合 4.01月（本市現行：4.15月）

[昨年の民間の年間支給割合 4.17月（本市：4.50月 → 4.15月）]

II 給与勧告・報告の内容

1 月例給の改定内容

(1) 行政職員給料表 初任給は据え置き。若年層は引下げを抑制し、高齢層は引下げを強める。

4級（係長級）は引下げをやや抑制

(2) 消防職員給料表、高等学校等教育職員給料表及び医療職員給料表 行政職員給料表に準じて引下げ

(3) 管理職手当 役職に応じて減額

（例：局長級Ⅱ種 145,000円→144,000円、部長級Ⅱ種 92,000円→91,500円）

2 期末・勤勉手当（ボーナス）の改定内容

期末・勤勉手当を年間で、0.15月分引下げ、4.00月分とする。

（単位：月分）

		6月期		12月期	合計
22年度	一般職員	期末手当	1.25(支給済)	1.40(1.50)	4.00(4.15)
		勤勉手当	0.70(支給済)	0.65(0.70)	
	管理職員	期末手当	1.05(支給済)	1.20(1.30)	4.00(4.15)
		勤勉手当	0.90(支給済)	0.85(0.90)	
23年度	一般職員	期末手当	1.25	1.40	4.00
		勤勉手当	0.675	0.675	
	管理職員	期末手当	1.05	1.20	4.00
		勤勉手当	0.875	0.875	

※()は、改定前の支給割合

3 実施時期等

(1) この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日のときはその日）から実施

(2) 本年4月からこの改定の実施の日の前日までの公民較差相当分は、平成22年12月期の期末手当で調整

Ⅲ 人事給与制度に関する報告

質の高い市民サービスを効果的・効率的に提供するためには、職員一人ひとりの知識や能力を高め、高い意欲と使命感を持っていきいきと業務に取り組むことができる環境づくりを進めることが重要

1 人事考課制度的な運用

- ・ 検証の結果、制度はおおむね定着したと認められるが、目標設定が業務分担の項目だけであったり、上司の目標そのままであるなど、一部に問題点が存在
- ・ 適切に目標を設定し、適正な評価を行うことで職員の育成、能力開発が図られることから、運営責任職が適切に目標設定を指導できるよう、より実践的な研修など支援の充実が必要
- ・ 職員に直接指導を行う責任職の育成や職員指導の負担軽減のため、より上位の責任職から下位の責任職へ指導・助言を行うことも有効であり、多層的な職員指導に取り組まれることを期待

2 職員のキャリア形成を通じた組織活力の向上

- ・ 職員がその適性に合ったキャリア形成により能力を高めていくことは、質の高い行政サービスの提供と、組織全体の活力を生み出す基本
- ・ 職員がどのようなキャリア形成を進めていくべきか、職員と上司がともに考え、これを組織として共有し、人事異動においても途切れることなく継続的に支援していくことが極めて重要
- ・ 係長昇任試験の受験率は低迷しており、責任職ならではの「やりがい」「達成感」を職員に伝えるとともに、きめ細かいキャリア形成のアドバイスを継続的に行って行くことが必要

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 超過勤務の縮減

現場の第一線で働く職員の柔軟な発想を活かした、ゼロベースからの仕事の見直しなどにより、超過勤務の縮減が進むことを期待

(2) 仕事と生活の調和

本年4月に改定した特定事業主行動計画の推進により、仕事と生活の調和が一層図られることを期待

4 高齢期職員の雇用問題

- ・ 公的年金支給開始年齢の段階的な引き上げに伴う65歳定年制の検討にあたっては、60歳以降の職員のライフスタイルにあった多様な働き方の整備、適材適所の人材活用の徹底、定年延長を踏まえた人材育成・能力開発について検討を進めることが必要
- ・ 職員は、高齢期にあっても横浜市職員としての責務を十分果たせるよう自己啓発や能力開発に努めるなどの意識改革が必要
- ・ 国における定年延長に関わる人事・給与制度の検討の動向も見据えながら、任命権者と連携し検討

【参考】

< 勧告どおり改定が行われた場合の職員給与 > (行政職員1人あたりの平均で試算)

	現行	改定後	増減	平均年齢 42歳1月 平均勤続年数 19年10月
平均給与額	407,873円	404,614円	▲3,259円 (▲0.80%)	
平均年収額	653万2千円	642万1千円	▲11万1千円 (▲1.70%)	

< 影響額 >

▲約2.5億円 (行政職員、消防職員、教育職員及び医療職員) [17,350人]

(技能職員及び企業局 (水道局、交通局、病院経営局) 職員を含めると、▲約3.6億円 [25,309人])